

新潟都市計画都市再生特別地区の決定（新潟市決定）

都市計画都市再生特別地区を次のように決定する。

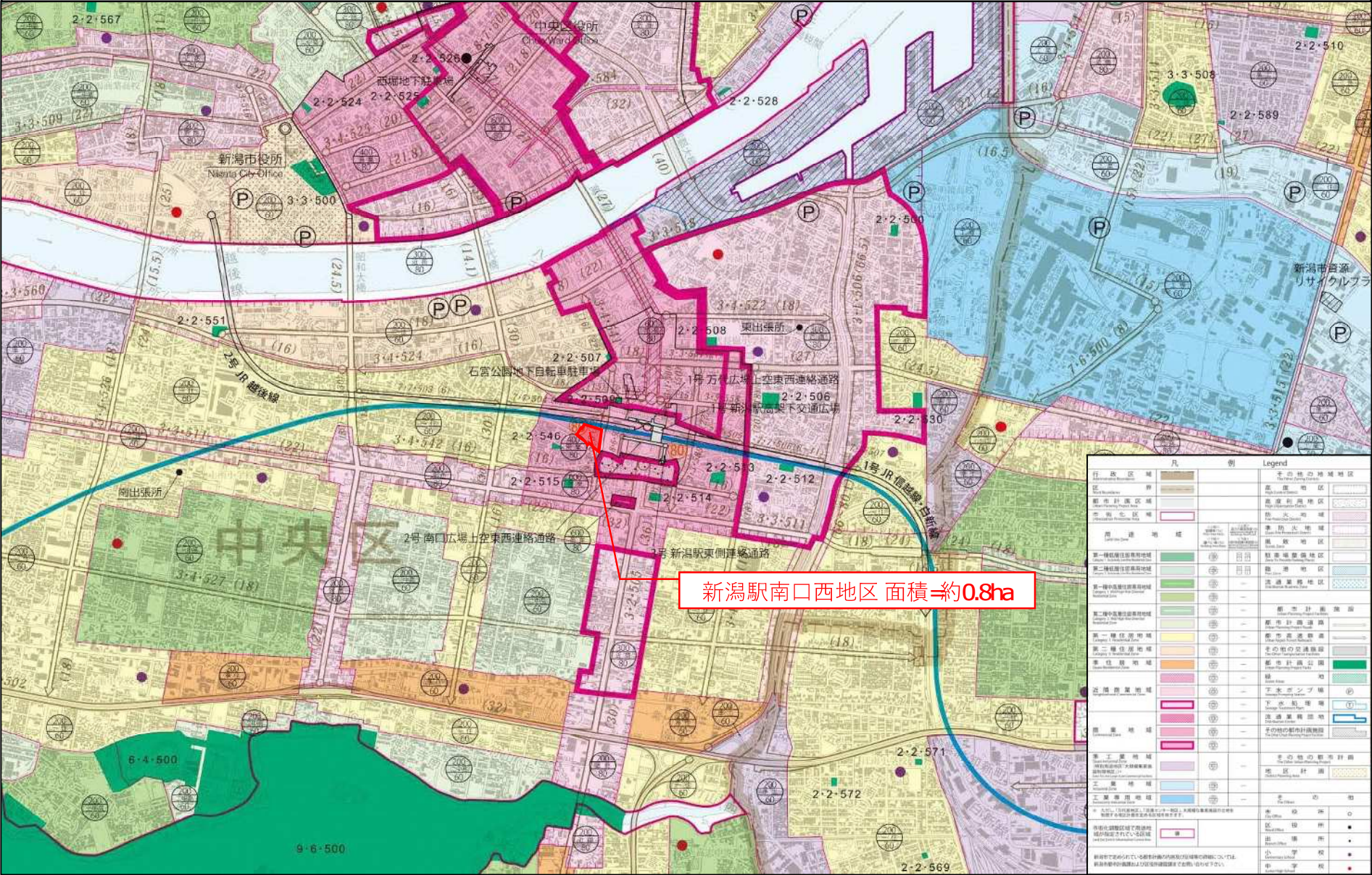
種 類	面 積	建築物その他の工 作物の誘 導すべき 用途	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率 の最高限 度	建築物の 建築面積 の最低限 度	建築物の 高さの最 高限度	壁面の位置 の制限	備 考
都市再生 特別地区 （新潟駅 南口西地 区）	約 0.8ha	—	60/10	20/10	8/10 ※	500m ²	110m	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から2.0m以上離さなければならない。 ただし、庇及びアーケード類については適用しない。	

「位置、区域、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

※ 建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10を、同項各号のいずれにも該当する建築物にあつては2/10を加える。

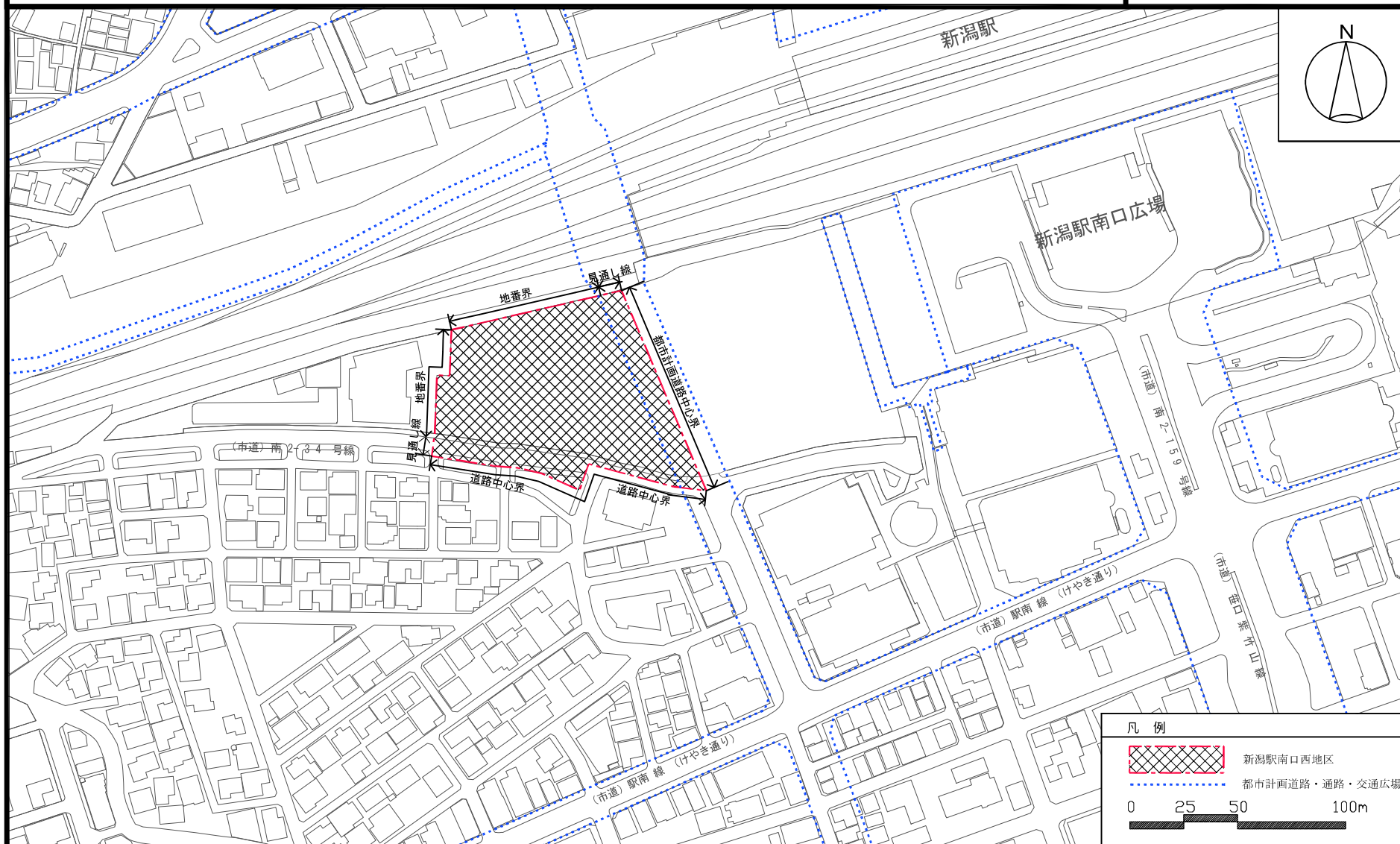
理 由

新潟駅南口西地区において、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、都市再生特別地区を決定する。



新潟都市計画 都市再生特別地区（新潟駅南口西地区） 計画図「区域」

S=1 : 2500



この地図は、国土地理院の電子地形図（S=1：2，500）を加工して作成したものである。無断複製を禁ずる。

S=1 : 2500

